

議案第 38 号

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例
の一部を改正する条例案

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和元年 6 月 10 日提出

桐生市長 荒 木 恵 司

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例

桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例(平成 27 年桐生市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同条第 2 号中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に改める。

第 3 条第 1 項中「支給認定保護者の利用者負担額は、次の各号に掲げる支給認定子ども」を「法第 19 条第 1 項第 3 号の教育・保育給付認定保護者の利用者負担額は、教育・保育給付認定子ども」に、「それぞれ当該各号に定めるところによる」を「別表第 1 に定める額とする」に改め、同項各号を削り、同条第 2 項中「各号」及び「、別表第 2 又は別表第 3 」を削る。

第 4 条第 1 項中「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改め、同条第 2 項中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に改める。

第 5 条中「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、「支給認定保護者等」を「教育・保育給付認定保護者等」に、「別表第 4」を「別表第 2」に改める。

第 6 条中「別表第 5」を「別表第 3」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

別表第 3B の項保育標準時間の欄及び同項保育短時間の欄中「1,900 円(0 円)」を「0 円」に改め、同表備考第 2 項中「支給認定保護者の属する世帯等の階層が B 階層の世帯は、特定被監護者等の範囲で最年長の子どもから順に 2 人目以降については無料とする。支給認定保護者の属する世帯等の階層が B 階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、当該階層の利用者負担額を無料とする。また、支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表備考第 2 項第 1 号本文中「第 6 条第 6 項」を「第 6 条第 1 項及び第 2 項」に改め、同表備考第 2 項第 1 号ただし書を削り、同表備考第 2 項第 3 号及び第 3 項ただし書中「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に改め、同表を別表第 1 とし、別表第 4 を別表第 2 とし、別表第 5 を別表第 3 とする。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

議 案 説 明

議案第 38 号 桐生市子どものための教育・保育の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例案

子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用者負担額の一部を無償化しようとするものです。